

新型インフルエンザへの対応
(平成21年12月10日版)

神奈川県教育委員会

目 次

I はじめに	1
1 今回の新型インフルエンザの特徴	
2 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」等と 「基本的対処方針」との関係	
3 本県及び教育委員会の対応等	
II 県の推進体制及び教育委員会の連絡体制等	3
1 県の推進体制	
2 県立学校等からの連絡網	
3 県立学校、市町村教育委員会などへの情報提供等	
4 文部科学省への報告	
III 新型インフルエンザへの対応	8
1 児童生徒等の健康管理	
2 新型インフルエンザ等の罹患状況の把握	
3 臨時休業措置等	
4 臨時休業に係る自宅学習及び授業の補填	
5 学校行事への対応	
6 海外修学旅行・海外姉妹校交流等への対応	
7 特別支援学校への対応	
IV 今後の課題	21
1 臨時休業が繰り返された場合の対応	
2 入学者選抜時の対応	
3 今回の新型インフルエンザと異なる新型インフルエンザが 発生した場合	
V 県立学校以外の所属における対応	22
1 連絡網	
2 新型インフルエンザへの対応	
VI 職員の服務	24

I はじめに

1 今回の新型インフルエンザの特徴

- 今回の新型インフルエンザは（A／H1N1）は、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効であること等、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
- 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患（ぜん息、糖尿病等）を有する者を中心として、また、現時点では数が少ないものの健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られる。

〔平成21年10月1日 新型インフルエンザ対策本部「基本的対処方針」より〕

2 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」等と「基本的対処方針」との関係

- 政府の従来の新型インフルエンザ対策は、弱毒性ではあるが病原性の高いスペインかぜや強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理されている。
- しかし、今般のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。
- このため、今般のウイルスの特徴に鑑み、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えられており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととされている。

〔厚生労働省「基本的対処方針」に関するQ&A 平成21年7月23日改訂より〕

3 本県及び教育委員会の対応等

- 国が平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定したことから、本県においても、平成21年4月に「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂している。

ただし、国の行動計画と同様、県の行動計画も高病原性鳥インフルエンザ等を想定していることから、今回の新型インフルエンザについては、国が策定する「基本的対処方針」等を踏まえて、隨時、県としての対処方針を定めて対応している。
- 教育委員会としても、国・県からの通知等を踏まえ、各県立学校に対して、
 - ・ うがい、手洗いなどによる感染予防、児童生徒の健康観察
 - ・ 行事等における感染予防
 - ・ 感染者の発生に伴う感染拡大防止のための出席停止、臨時休業措置などについて、対応を依頼してきたところである。
- しかしながら、新型インフルエンザの患者が多数発生していることから、これまでの新型インフルエンザへの対応状況や国・県からの通知等も踏まえ、現在の新型インフルエンザウイルスが現行の性状のまま推移することを前提に、教育委員会としての当面の対応等を整理する。

また、今後、状況の変化に対応して、内容の追加等を行うものとする。

II 県の推進体制及び教育委員会の連絡体制等

1 県の推進体制

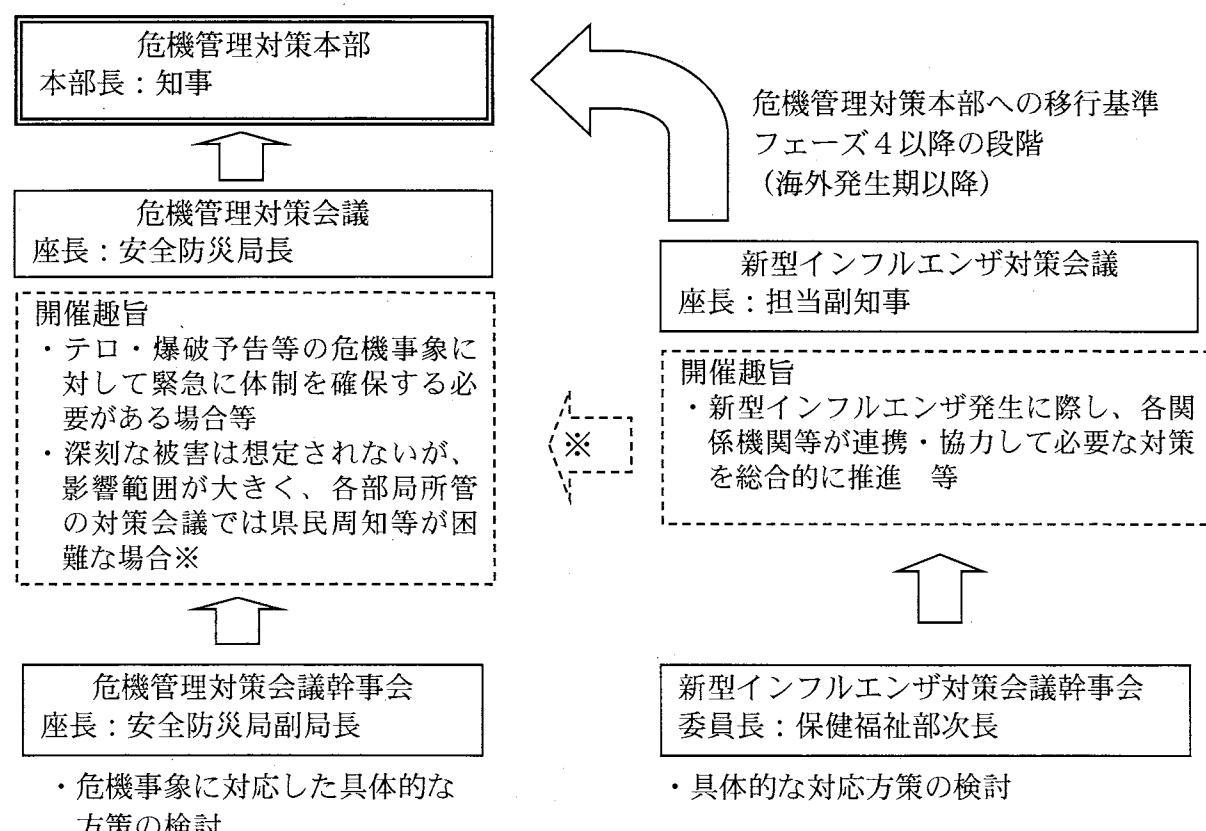
○ 新型インフルエンザ対策会議及び幹事会

- ・ 新型インフルエンザの発生状況の把握及びその対策、対策に係る関係部局との調整等を所掌（座長は保健福祉部所管の副知事。教育長、教育局長がメンバー。）
- ・ なお、対策会議には幹事会が置かれている。（企画調整課長がメンバー）

※ 上記以外に「新型インフルエンザ連絡会議」が設置されており、関係部局で実務的な調整等を行っている。（安全防災局危機管理対策課が事務局で、県民部、環境農政部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会がメンバー）

○ 危機管理対策本部会議及び危機管理対策会議幹事会

- ・ WHOの新型インフルエンザ発生の宣言を踏まえ、平成21年4月28日に知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部が設置された。（本部会議は教育長がメンバー。）
- ・ 本部会議は必要に応じて神奈川県危機管理対策会議幹事会を活用し、協議、調整を行うものとされている。（幹事会は企画調整課長がメンバー。）



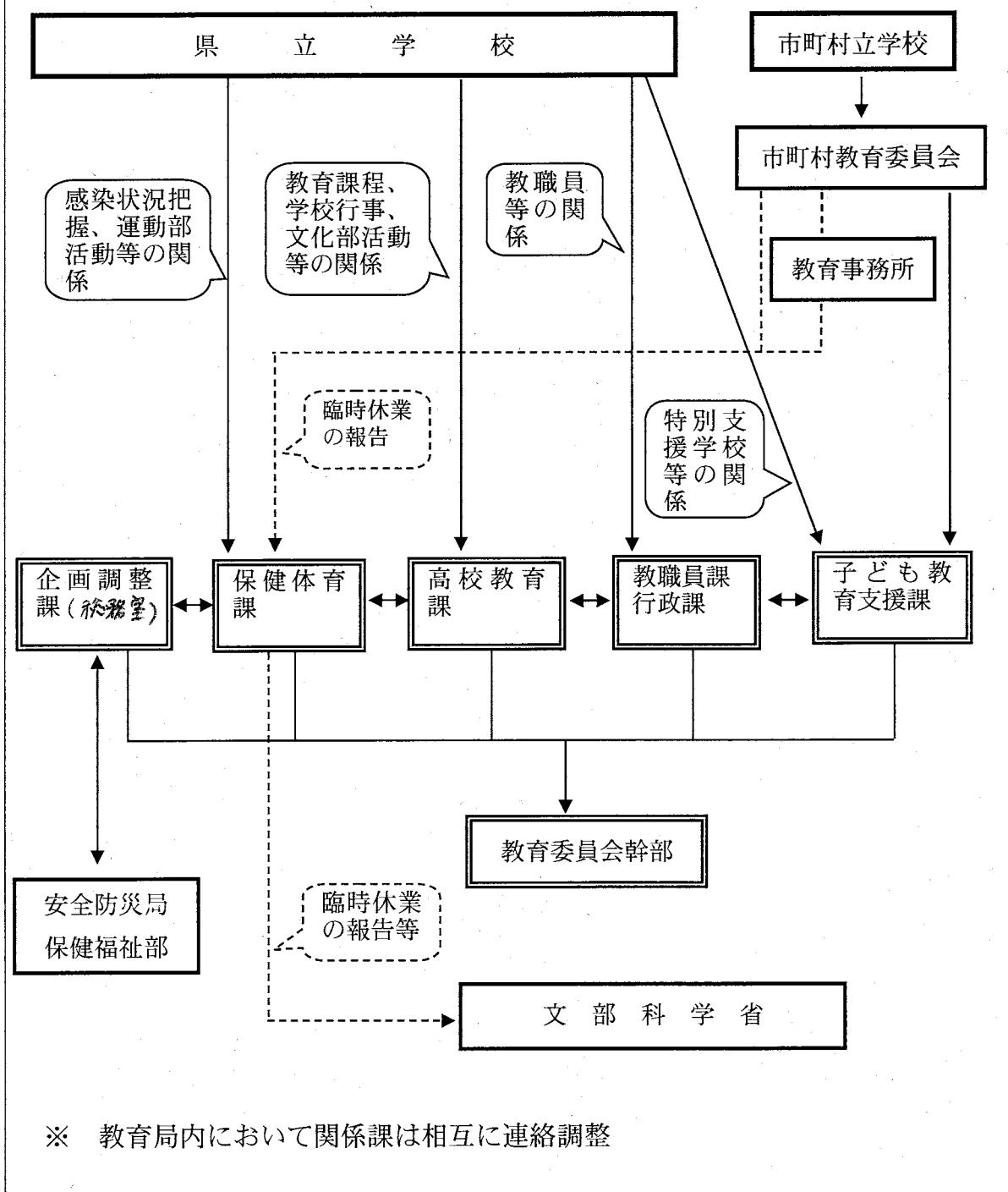
2 県立学校等からの連絡網

○ 県立学校等からの連絡網

- ・ 新型インフルエンザに係る各課の役割分担を整理して、県立学校等からの連絡網を定める。

※ 平成21年8月21日付け学校教育担当部長名の通知「今後の新型インフルエンザに関する対応について」に教育局内の体制を記載済み。

新型インフルエンザに係る県立学校等からの連絡網



※ 教育局内において関係課は相互に連絡調整

〔教育局内の体制〕

- 新型インフルエンザに係る教育局内の体制
 - ・ 企画調整課（窓口 調整班 内線8020）
　　保健福祉部等関係部局との対応、局内の取りまとめ
 - ・ 保健体育課（窓口 保健安全班 内線8309）
　　学校との連絡窓口(感染状況把握、運動部活動等の対応)
 - ・ 高校教育課（窓口 教育指導担当 内線8260）
　　学校との連絡窓口(教育課程、学校行事、文化部活動等の対応)
 - ・ 子ども教育支援課（窓口 教育指導担当 内線8226、8230）
　　特別支援学校(教育課程、学校行事、文化部活動等の対応)、市町村教育委員会との連絡窓口
 - ・ 教職員課（窓口 人事班 内線8141）
　　学校との連絡窓口(教職員(事務・現業職員を含む)の感染状況把握)

3 県立学校、市町村教育委員会などへの情報提供等

- 県立学校等への情報提供等
 - ・ 国・県からの通知等を踏まえ、感染予防の留意事項や新たな情報などを県立学校や市町村教育委員会などに対して、確実に周知する。
 - ・ 新型インフルエンザの発生状況等を踏まえ、臨時休業措置の考え方など、県教育委員会として指示する必要がある事項を、適時、県立学校等に通知する。
- ホームページによる情報提供
 - ・ 必要に応じて、県教育委員会ホームページに臨時休業措置等の情報を掲載する。

[現在の対応]

- 県立学校等への情報提供等
 - ・ 国・県からの通知等は、適時、県立学校等に送付している。
 - ・ 新型インフルエンザの発生状況等を踏まえ、臨時休業措置の考え方や学校行事の対応などについて、各県立学校等に通知している。
 - ・ 県立学校で臨時休業措置を講じた場合は、関係機関に情報提供している。
- 市町村教育委員会への情報提供等
 - ・ 各県立学校あての通知は、原則として、各市町村教育委員会にも参考として送付している。
 - ・ 個別の対応が必要な場合（修学旅行の対応等）は、市町村教育委員会に対して通知している。
- ホームページによる情報提供
 - ・ 県教育委員会ホームページの「トピックス」に「新型インフルエンザに関する神奈川県教育委員会からのお知らせ」を掲載し、県立学校の臨時休業の状況について周知している。また、県内公立学校の臨時休業措置状況についても併せて掲載している。
 - ・ なお、安全防災局が県ホームページに「新型インフルエンザに関する県危機管理対策本部からのお知らせ」を掲載しており、このページの「関係部局からのお知らせ」にリンクを張っている。

4 文部科学省への報告

○ 文部科学省への報告

- 文部科学省から指示事項を踏まえ、県教育委員会の新型インフルエンザ対応等について、適宜報告する。

〔現在の報告事項〕

○ 臨時休業の報告

- 平成21年8月5日付で、文部科学省（高等教育局私学部私学行政課、スポーツ・青少年局学校健康教育課 連名）から第9報の事務連絡があり、臨時休業（休校）の措置を講じた場合又は当該措置の内容を変更した場合は、報告を求められている。また、市町村立学校（除く政令市）の休校措置等についても、県教育委員会を経由して報告することを求められている。
- さらに、平成21年9月30日付で、「休校」に加え、「学級閉鎖」及び「学年閉鎖」を行った「学校数」の報告が求められている。

※ 平成21年8月21日付け、平成21年10月8日付で、各市町村教育委員会等には依頼済み。

III 新型インフルエンザへの対応

1 児童生徒等の健康管理

○ 感染予防と健康観察の徹底

- ・ 今回のインフルエンザは、特に感染拡大の防止が重要であることから、感染予防と健康観察の徹底について、各県立学校等に通知して、周知徹底を図る。
- ・ 新型インフルエンザへの対策としては、日常の感染予防を児童生徒に指導するとともに、きめ細かな健康観察により、早期の対応を図ることが感染拡大防止につながることから、その旨を徹底する必要がある。
- ・ 今回の新型インフルエンザについては、平成21年7月に初めて県立高校でも患者が確認され、その後、夏季休業に入ってからも新型インフルエンザ患者等が多数確認されている状況にある。そこで、改めて、感染予防や健康観察の徹底について、各県立学校に通知して、周知徹底を図る。
- ・ 教職員の感染予防の徹底等も同様とする。

○ 重症化する可能性のある児童生徒への対応

- ・ 新型インフルエンザは、ぜん息や糖尿病などの基礎疾患有する者が感染した場合、重症化する可能性が指摘されている。そこで、基礎疾患有する児童生徒への感染予防等を徹底する必要がある。

○ マスク等の準備

- ・ マスクについては、個人の対応とするが、緊急対応分については、必要に応じて準備する。
- ・ 消毒液については、外部からの来校者等のために、必要に応じて準備する。なお、児童生徒は、石けんを用いた手洗いを励行する。

※ 各県立学校には、これまでも感染予防等について周知徹底を図ってきたが、改めて、平成21年8月21日付で通知済み。

また、家庭における登校前の検温の実施など、感染拡大防止のための取組みの徹底について、平成21年9月18日付で通知済み。

さらに、重症化の可能性のある児童生徒へ対応について、平成21年9月28日付で通知済み。

〔平成21年8月21日付け通知の主な内容〕

- インフルエンザ様症状がある者の早期発見のため、朝の健康観察などにより、児童生徒の健康観察の徹底を図る。また、欠席者の欠席理由を必ず確認すること。
- 児童生徒に発熱等体調不良がある場合は、無理をさせず登校を控えるよう指導する。インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに医療機関で受診するよう勧め、医師の指示に従うよう指導すること。
- 今回の新型インフルエンザは、ぜん息や糖尿病などの基礎疾患有する人は、重症化するリスクが高いとされているため、該当の児童生徒に対しては、早期受診、早期治療についての指導を行う。
- 児童生徒に対して、手洗い、うがい、咳エチケットを励行するよう指導すること。
- 児童生徒に十分な説明を行い、指導の徹底を図る。併せて保護者に同様の趣旨を周知するため、保護者向けのお知らせ等を作成、配付し、理解を求めるとともに、指導の徹底を図ること。
- 教職員についても発熱等体調不良がある場合は、無理をさせず出勤を控えるようにする。

〔平成21年9月18日付け通知の主な内容〕

- 健康観察について
 - ・ 家庭で登校前に検温等の健康観察を行い、インフルエンザ様症状が見られる場合は、登校せずに医療機関で受診する。(保護者へのお知らせを参考に添付)
 - ・ 学校でも毎朝のS H R等で顔色、咳の有無等、生徒の健康状態を観察する。また、部活動についても、休日を含め、生徒の健康状態の把握に努めること。(健康観察表、欠席連絡対応票を参考に添付)
- 保健指導について
 - ・ うがい、手洗いを徹底する。(具体的な手洗いの方法を参考に添付)
 - ・ 咳、くしゃみ等の症状がある場合は、感染拡大防止のためにマスクを着用すること。咳エチケットを守ること。

〔平成21年9月28日付け通知の主な内容〕

- 基礎疾患有する児童生徒への対応
 - ・ 対象となる児童生徒及び基礎疾患の内容の把握
 - ・ 保護者とかかりつけ医師との相談・連絡体制の確認
 - ・ うがい、手洗いの励行を含め、その他考え得る感染予防対策の徹底
 - ・ インフルエンザ様症状が見られる場合の、早期受診・早期治療の指導

2 新型インフルエンザ等の罹患状況の把握

- 児童生徒の罹患状況の把握
 - ・ 児童生徒の新型インフルエンザ等の罹患状況は、各県立学校において把握する。また、教職員の場合も同様とする。
- 臨時休業措置
 - ・ 臨時休業措置の実施について、各県立学校からの相談に対応する。
- 事実確認等
 - ・ 各県立学校からの報告に基づき、学校行事への対応等を指示する。
 - ・ 所管保健所に連絡しているか確認する。

※ 各県立学校には、平成21年8月21日付けで、臨時休業の基準、報告様式を通知しているが、その後、報告内容等の変更をしたことから、平成21年11月26日付けで改めて通知済み。なお、各県立高等学校等には、臨時休業措置対応の一部を変更したことから、平成21年12月1日付けで改めて通知済み。

〔平成21年11月26日通知の主な内容〕

- 平成21年8月21日付け通知に基づき、「新型インフルエンザ等罹患状況報告書（児童生徒用及び教職員用）」及び「職員の海外渡航及び健康状況の把握」の報告を求めていたが、今後は、次により報告すること。
 - 報告の終了
 - ・ 「新型インフルエンザ等罹患状況報告書（児童生徒用）」の報告は終了するが、引き続き各学校において把握すること。
 - ・ 「職員の海外渡航及び健康状況の把握（教職員用）
 - 報告の変更
 - ・ 「新型インフルエンザ等罹患状況報告書（教職員用）」については、新たな発生があった場合、1週間分をまとめて翌週の月曜日に報告すること。
- 今後は、臨時休業措置を実施する場合は、まず、電話で保健体育課に連絡し、その後、すみやかに「臨時休業連絡用紙」、「クラス別罹患状況」をメール送信すること。

〔保健所との関係〕

○ 所管保健所への連絡

- 出席停止、臨時休業を行った場合は、各学校から所管保健所に連絡する。

○ 関係法令等

- 学校保健安全法

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかるつており、かかつてゐる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- 学校保健安全法施行令

(保健所と連絡すべき場合)

第5条 法第18条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1 法第19条の規定による出席停止が行われた場合

2 法第20条の規定による学校の休業を行つた場合

※ 同一集団における集団発生の場合の連絡は廃止

- 同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合にも連絡を求められていたが、平成21年10月8日付け、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局発出の「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」で、廃止された。

※ 新型インフルエンザ患者の確定

- 平成21年8月25日付けで、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局が発出した「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」において、「新型インフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はない。地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。」とされた。
- したがって、原則として、新型インフルエンザ患者が確定されない状態になっている。また、患者として確定されないことから、「濃厚接触者」も特定されないことになる。

3 臨時休業措置等

○ 臨時休業措置・出席停止

- ・ 今回の新型インフルエンザは、これまでの季節性インフルエンザとは感染力等も異なることから、県教育委員会から臨時休業の基準等を示すとともに、臨時休業等を実施した場合、その内容について、速やかな報告を求める必要がある。

※ 各県立学校には、平成21年8月21日付けで通知済み。なお、各県立高等学校等には、対応の一部を変更したことから、平成21年12月1日付けで改めて通知済み。

〔平成21年12月1日付け通知の主な内容〕

○ 臨時休業措置を実施する場合は、事前に教育委員会に相談すること。

○ 学級閉鎖

- ・ これまでどおり。

○ 学年閉鎖

- ・ 同一学年において、半数以上の学級に感染が拡大した場合は、教育委員会と相談の上、学年閉鎖について検討する。

〔平成21年8月21日付け通知の主な内容〕

○ 出席停止

- ・ インフルエンザ様症状があり、医療機関での簡易検査の結果、A型のインフルエンザと診断された場合、当該児童生徒に対して出席停止の指示をする。
(解熱後2日経過するまで)

<PCR検査（遺伝子検査）が実施された場合>

○ 学級閉鎖の期間は、2人目の児童生徒が新型と確認された日を1日目と数え、5日間とする。

なお、新型インフルエンザの感染が他の学級で発生した場合も同様の対応をするが、同一学年で2学級以上に感染が拡大した場合は、原則として学年閉鎖を行う。さらに感染が拡大した場合は、教育委員会と相談の上、全校臨時休業を検討する。

<PCR検査（遺伝子検査）が実施されない場合>

○ インフルエンザ様症状があり、簡易検査でA型と診断されたがPCR検査が実施されない場合、同一集団の在籍者の数の10%程度（3人～4人）を目安として学級閉鎖を実施する。閉鎖の期間及び他学級等への拡大についての対応は、上記と同様とする。

- いずれの場合にも教育委員会への報告を速やかに行うとともに、保健所への報告（電話連絡）を行う。

上記により難い場合は、教育委員会と相談の上、対応を決定する。特に単位制の高校や特別支援学校については、状況に応じて対応するので教育委員会と相談すること。
- 各学校においては、学級閉鎖等の対応に備えて、児童生徒や保護者への連絡体制を整えるとともに、学習指導や生徒指導に必要な準備を行っておく。
- 学級閉鎖中の児童生徒の部活動への参加は、原則禁止とする。対外試合など特別な事情がある場合は、必ず相談すること。

〔臨時休業の要請〕

- 国内での患者発生状況等を踏まえた変更
 - ・ 国内での患者発生状況等を踏まえ、厚生労働省が「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）（平成21年6月19日付け）」を発表した。

これに伴い、平成21年6月19日付で文部科学省からも、運用指針を踏まえた対応についての事務連絡が発出された。
 - ・ 本県においても、平成21年7月16日に「神奈川県危機管理対策本部会議（第6回）対処方針」を決定し、「学校・保育施設等の臨時休業」は、「県は、感染拡大防止のため当該学校・保育施設等の設置者等に対して、必要に応じて臨時休業を要請する。なお、学校・保育施設等においては、県からの臨時休業要請が無くても、その設置者等の判断により県等と相談の上、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を実施することができる。」とされた。
 - ・ その後、平成21年9月8日に「本部会議（第7回）対処方針」が決定され、「学校・社会福祉施設等の感染拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）については、その設置者等の判断により実施することを基本とするが、県は、当該学校・社会福祉施設等の感染拡大防止対策を勘案し、必要と認めるときは、より適切な対応を行うよう要請する。」とされた。
 - ・ 平成21年10月22日の「本部会議（第8回）対象方針」においても、第7回の内容が引き続き継続された。

4 臨時休業に係る自宅学習及び授業の補填

○ 授業補てんについて

- ・ 臨時休業措置が講じられた場合、その間の授業補填が必要となることから、流行期に備えて自宅学習に関する準備等を行うよう指示する。
- ・ 臨時休業措置を講じた場合は、学習指導実施報告書を提出する。

※ 各県立高等学校等には、平成21年8月27日付けで通知済み。

(学習指導実施報告書の提出は、平成21年10月14日付で各県立高等学校等に通知済み。)

[平成21年8月27日付け通知の主な内容]

○ 臨時休業中の自宅学習について

- ・ 臨時休業の措置の実施に備え、自宅学習に関する準備や連絡体制の整備などを行うとともに、学習内容や学習方法について、事前に生徒・保護者に周知しておく。
- ・ 自宅学習の課題やレポートは、自宅において実施可能な内容とし、学習の方法について事前に指導しておく。
- ・ 課題やレポートに関する生徒からの質問等に対応できるよう、可能な範囲で生徒への連絡や学習支援を行う。

○ 授業の補填について

- ・ 臨時休業中の授業の補填については、長期休業日や放課後などを利用した授業や補習、課題やレポート、年間指導計画の見直しなど、各学校の実態や生徒の状況、教科・科目の特性などに応じて適切に対応する。

5 学校行事への対応

○ 健康指導の徹底等

- 既に国内外で新型インフルエンザが発生していることを踏まえ、修学旅行等の学校行事の実施前は人混みを避けるなど徹底した感染予防に努めるとともに、直前の健康状態の把握等も重要となるので、十分留意するよう指示する。
- 修学旅行中に患者が発生した場合などの対応を含め、事前に十分な確認や協議を行っておくよう指示する。

※ 各県立高等学校等には、平成21年8月27日付けで通知済み。

〔平成21年8月27日付け通知の主な内容〕

○ 修学旅行について

○ 出発前1週間の健康指導の徹底

- 生徒に対して、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどを励行するとともに、人混みを避ける、規則正しい生活を送るなど、感染予防についての指導をさらに徹底する。
- 検温等による生徒の健康状態の把握や、生徒の欠席理由の確認に努め、発熱等体調不良の生徒がいる場合は、無理をさせず登校を控えるよう指導する。

○ 実施直前に感染者が確認された場合の判断

- 旅行出発当日が出席停止期間内（解熱後2日間）である生徒については、修学旅行の参加を不可とし、それ以外の生徒については、十分な健康観察を行い、出発当日の健康状態が良好ならば、原則として参加を可とすること。
- 旅行直前に臨時休業の措置がとられた場合は、すべての教育活動を中止することが原則であるが、修学旅行については、日常の学校生活では得られない貴重な体験を積むことができるなど、教育的効果も大きいことから、高校教育課等と相談の上、旅行の実施について適切に判断すること。

○ 実施における留意事項

- 新型インフルエンザ流行に伴う修学旅行の対応（実施、延期・中止など）については、生徒・保護者の理解が得られるよう事前に十分な説明を行うこと。
- 旅行直前及び旅行中に、生徒及び教職員が新型インフルエンザに感染した場合などを想定し、旅行業者と、旅行の実施、キャンセル料の取扱い、現地での対応などについて十分な確認や協議を行うとともに、学校としての危機管理体制を整えておくこと。

- ・ 旅行中に新型インフルエンザの感染が確認された場合には、速やかに教育委員会に報告・相談するとともに、現地医療機関や旅行業者などと協議の上、迅速かつ適切に対応すること。

○ 学校行事について（修学旅行以外）

- ・ 実施前1週間の健康指導については、上記に準ずる。
- ・ 実施直前に新型インフルエンザの感染が確認された場合には、行事の中止や延期などの措置もあることについて、生徒・保護者の理解が得られるよう事前に十分な説明を行うこと。
- ・ 実施直前に臨時休業などの措置がとられた場合は、行事の実施、変更、中止、延期などについて、高校教育課等と相談の上、適切に判断すること。

※ 保険加入について、各県立高等学校等には、平成21年9月3日付けで通知済み。

〔平成21年9月3日付け通知の主な内容〕

○ 保険の加入等について

- ・ 海外修学旅行については、現地での病気や怪我に備え、保険に加入するなど、引き続き、安全確保に万全を期すこと。

※ 平成21年9月2日付け文部科学省初等中等局国際教育課長からの事務連絡において、「保険加入等の案内」ということで、「インフルエンザを含め、病気やケガの治療費は生徒等にとって高額な出費となる場合がありますので、インフルエンザ治療にも対応する旅行保険に加入するように勧めてください。」という留意点が示されている。

※ 修学旅行実施体制の整備について、各県立高等学校には、平成21年10月7日付で通知済み)

〔平成21年10月7日付け通知の主な内容〕

○ 修学旅行実施体制の整備について

- ・ 現地医療機関と連絡を取り、生徒の受入体制等を確認しておくこと。
- ・ 保険の種類・内容、保護者との連絡方法などの確認とともに、生徒が旅行先で罹患した場合の現地への保護者の出迎えなどについて、事前に生徒及び保護者に説明を行い、理解を得ておくこと。
- ・ 生徒が罹患した場合、引率者、学校、保護者、教育委員会などとの連絡体制を整備するとともに、教職員の役割分担を明確にしておくこと。

6 海外修学旅行・海外姉妹校交流等への対応

○ 海外修学旅行・海外姉妹校交流等への対応

- ・ 海外修学旅行等への対応については、新型インフルエンザが海外のみで発生している時期、海外だけではなく国内でも患者が発生している時期では、対応は異なる。

そこで、新型インフルエンザの発生状況を踏まえて、適時、各県立学校に対応を指示する。

- ・ なお、海外修学旅行等については、実施する場合でも、中止・延期する場合でも、生徒・保護者の理解が必要となるので、十分な説明を行うとともに、新型インフルエンザが発生した場合を想定した管理体制を整えておくなど、事前準備等に留意するよう各県立学校に指示する。

○ 海外から帰国する生徒（留学生等）の対応について

- ・ 海外で新型インフルエンザが発生していることから、帰国後の対応について、適時、各県立学校に指示する。

※ 各県立学校には、平成21年7月15日付けで通知済み。

〔平成21年7月15日付け通知の主な内容：海外修学旅行等の関係〕

○ 実施前

- ・ 実施にあたっても、中止・延期する場合においても、生徒・保護者の理解が得られるよう事前に十分な説明を行うこと。

また、実施直前に校内で感染者が確認され、臨時休業などの措置がとられた場合には、旅行や交流ができなくなることについても、生徒・保護者の理解を得ておくこと。

- ・ 特に、海外姉妹校交流等においては、相手校との連絡を密にするとともに、感染者が確認された場合には、訪問（受入れ）中の交流の中止などもあり得ることを、相手校に伝え、了解を得ておくこと。
- ・ 旅行及び交流等の実施中又は実施後に、生徒及び教員が新型インフルエンザに感染した場合などを想定し、危機管理体制を整えておくこと。
- ・ 旅行業者や団体とキャンセル料の発生とその取扱い、また、旅行費用の積立を旅行業者などが行っている場合はその取扱いについて、十分な確認や協議を行うこと。また、生徒の旅券申請の時期については、申請費用の負担にも配慮して旅行業者などと協議すること。
- ・ 計画を変更（中止・延期等）する場合は、適切な時期（キャンセル代が発生する前など）に判断すること。

○ 実施中及び実施後

- ・ 渡航中は、手洗いやうがいを励行し、必要に応じて飛行機の中や空港においてマスクを着用する。渡航中は、生徒の健康観察を十分に行うとともに、感染者が確認された場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 帰国後、生徒及び教員は、健康観察を十分に行ってから登校するとともに一定期間健康観察を続けること。

[平成21年7月15日付け通知の主な内容：海外からの帰国等の関係]

○ 海外へ留学している生徒

- ・ 健康観察を十分に行ってから登校させること（8月27日付け通知で変更）。

○ 海外に一時的に渡航する生徒、海外からの外国人留学生など

- ・ 短期の旅行など一時的な渡航から帰国した生徒は、健康観察を十分に行ってから登校するとともに、一定期間健康観察を続けること。
- ・ 海外からの外国人留学生（短期訪問を含む）などを受け入れる場合は、健康観察を十分に行ってから来校するよう、相手方に伝えること。

7 特別支援学校への対応

○ 特別支援学校に対する指示事項等

- ・ 特別支援学校は、他の県立学校と異なり、通学する児童生徒の障害の状態等を一層配慮する必要があることから、感染予防の対策や、家庭との連携をより強化する必要がある。
- ・ したがって、出席停止・学級閉鎖等についても、県立学校としての基準に加え、配慮すべき点を各県立特別支援学校に対して示すものとする。

※ 各県立特別支援学校には、平成21年8月25日付けで通知しているが、学級閉鎖等の措置状況を踏まえ、平成21年12月8日に改めて通知済み。

[平成21年12月8日付け通知の主な内容]

○ 出席停止

- ・ 平成21年8月25日付け通知のとおり。

○ 学級閉鎖

- ・ 罹患状況を踏まえるとともに、出席停止の取扱いを十分検討したうえで、学級閉鎖等の実施の有無や範囲を決定。

○ その他

- ・ 各学校における今後の感染拡大防止の取組みについて、改めて通知や電話連絡を行うなど、さまざまな機会を通じて、保護者の理解を得られるよう努める。

[平成21年8月25日付け通知の主な内容]

○ 出席停止の扱いについて

特別支援学校においては、学校生活等の中で、学級、学年、学部を超えて接触する機会が多いことから、発症者が出了場合は、感染経路及び時期を想定し、以下の例における児童生徒のうち、その発症者と直接接触した可能性の高い児童生徒を出席停止とすることを原則とする。

- ① 発症者がスクールバスに乗車している場合は、同じバスに乗車している児童生徒
- ② 発症者が利用している給食のスペースを同じくする児童生徒
- ③ 発症者の所属する学級が学年・学部・教育部門と同じ場所で活動した場合には、活動スペースを共有した他の学年・学部・教育部門の児童生徒
- ④ 児童生徒の校舎内における活動範囲の動線等を踏まえ、発症者と活動スペースを同じくする児童生徒

○ 学級閉鎖等の対応について

- ① 上記①～④において、感染の拡大が懸念される状況がある場合には、教育委員会と協議の上、原則学級閉鎖等とする。
- ② 学級閉鎖等の範囲については、各項目の状況により判断する。
- ③ 閉鎖等の対象範囲及び期間について、保護者へ周知する。
- ④ 閉鎖等の期間の行事（修学旅行・部活動等の校外活動）の扱いについては、別途、教育委員会と協議し、決定する。
- ⑤ 学級閉鎖等の対象とならない学級・学年・学部・教育部門についての経過観察を十分行う。

○ その他

- ① 登校時に行う児童生徒の健康観察を徹底し、必要に応じて適切な対応を行う。
- ② 保護者に対しては、家庭での健康観察及び発熱があれば登校を見合わせること等の協力要請を徹底する。
- ③ 学校外の利用施設において、他に発症者が出ていた場合は、保護者に対して、その施設の利用を中止するよう求める。

IV 今後の課題

1 臨時休業が繰り返された場合の対応

- 臨時休業が繰り返されることによる授業補てんへの影響や生徒の状況など、各学校の実態を踏まえた対応を検討する。

※ 臨時休業措置の対応の一部を変更したことから、各県立学校には、平成21年12月1日付けで通知済み。（通知の概要はP12参照）

2 入学者選抜時の対応

- 例年の季節性インフルエンザの場合と同様、医師の指示に基づき、受検を希望する全ての生徒を別室で受検させる。

3 今回の新型インフルエンザと異なる新型インフルエンザが発生した場合

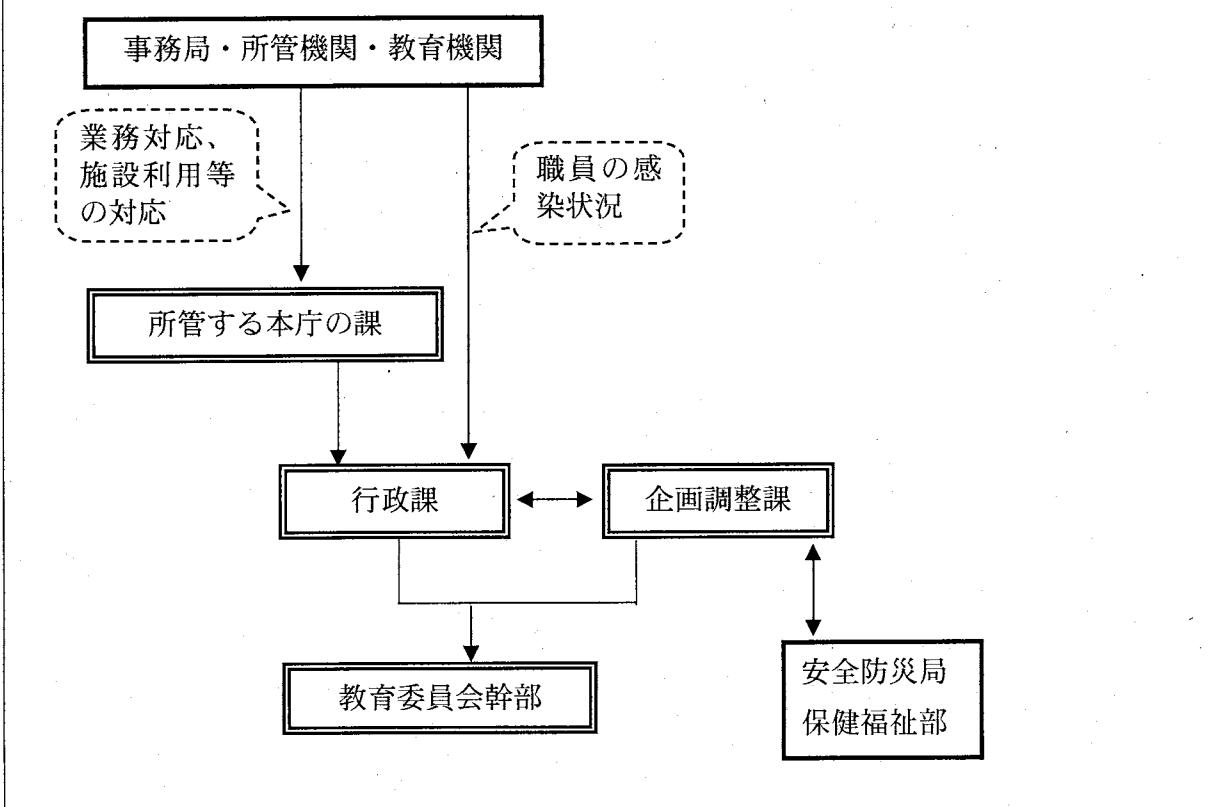
- 今後、新たな新型インフルエンザ、例えば強毒性のH5N1が発生した場合、あるいは、現在の新型インフルエンザの性状が変化し、毒性が高まった場合は、新型インフルエンザの発生状況等について、国等からの情報を的確に把握する。

なお、県の新型インフルエンザ行動計画は強毒性を想定していることから、行動計画に従った対応となるので、適宜、対応を検討する。

V 県立学校以外の所属における対応

1 連絡網

○ 県立学校以外の所属からの連絡網



〔教育局内の体制〕

- ・ 行政課（窓口 人事班 内線8080）
学校以外の所属との連絡窓口

2 新型インフルエンザへの対応

- 職員の感染予防等
 - ・ 手洗い、うがい、咳エチケットなど、感染予防の周知徹底を図る。
 - ・ インフルエンザ（新型又は季節性）に罹患した場合は、自宅で療養するとともに、所属長に報告する。
- 来庁者等への対応
 - ・ 来庁者に感染予防対策を呼びかける。また、施設の状況に応じて、消毒液を準備する。
- 状況の変化への対応
 - ・ 新型インフルエンザ患者数の急激な増加など、今後の状況の変化に備え、協議体制を整えておくとともに、事業の変更や中止、施設の休業等を検討すべき事態となった場合は、所管課と相談のうえ適切に判断する。

※ 新型インフルエンザに係る職員・所属の対応については、これまで周知を図ってきたが、改めて、平成21年9月28日付けで、各所属（県立学校を除く）に通知済み。

〔平成21年9月28日付け通知の主な内容〕

- 職員の感染予防
 - ・ 手洗い、うがい、咳エチケットなど、感染予防策に努める。
 - ・ 職員はインフルエンザ（新型又は季節性）と診断された場合、原則として、医師の指示に従い、外出を自粛し、自宅療養する。また、当該事実について、所属長に報告する。
 - ・ 職員は同居する家族が、インフルエンザ（新型又は季節性）の診断を受けた場合、体調管理に十分注意し、職員自身に症状がない場合でも出勤時にマスクを着用するなど、感染のまん延防止対策に心がける。
- 所属長の対応
 - ・ 職員の健康状態を把握する。健康上、具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
 - ・ 職員からインフルエンザ（新型又は季節性）と診断されたとの報告を受けた場合、休暇を取得させる。また、当該事実について、速やかに行政課に報告する。
- 来庁（館）者への対応
 - ・ 来庁（館）者に手洗い又は手指消毒、うがい、咳エチケットなどの感染予防対策を呼びかける。また、施設の状況に応じ、入口に速乾性アルコール製剤を設置する。
 - ・ 施設内で感染の疑いのある人が出た場合、一般医療機関への受診等を促す。

VI 職員の服務

○ 本人が罹患した場合

- ・ 療養休暇を取得できる。
- ・ 療養休暇の取得に際しては、医師の診断書又は引き続く1週間以内の療養休暇の取得については、診療機関の領収書等を必要とする。

ただし、療養休暇の取扱いは、正規職員については有給休暇、臨時的任用職員及び非常勤職員については、無給休暇である。なお、時間講師については、療養休暇はない。

○ 本人が感染者と濃厚接触した可能性がある場合

- ・ 出勤を自粛するために休む場合は、年次有給休暇とする。

○ 特別休暇

- ・ 職員が、次に掲げる場合に該当するときは、特別休暇（再任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員については、特別休暇、日々雇用職員については、無給休暇）として承認しても差し支えない。

(1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となつた場合

(2) 感染症予防法^(注)第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合

(注) 感染症予防法 … 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成10年法律第114号)

※ 各県立学校等には、平成21年5月26日付けで通知済み。

[平成21年5月26日付け通知の考え方]

○ (1)について

- ・ 平成21年5月22日付け厚生労働省通知により、停留措置は実施されていないため、現在、新たに対象者が発生することはない。

○ (2)について

- ・ 法に基づく措置として、保健所長から、文書により外出しないことが求められた場合に限る（一般的な注意事項として口頭のみにより外出自粛を促す程度の場合は、対象とはならない）。